

練馬区における障害を理由とする差別に関する相談について
(平成 28 年 4 月から 9 月)

1 練馬区に寄せられた相談件数 32 件

(内訳) 相談窓口 (※) の件数 11 件

相談窓口以外での件数 21 件

※相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 不当な差別的取扱いに関する相談 5 件

(1) 事業者の対応に関すること 3 件

- ・病院を受診した際、医師から「コミュニケーションに時間がかかるから最後にする」と、聴覚障害者が順番を後回しにされた。
- ・不動産仲介業者に依頼し転居先を探していた際、入居直前に車いすを利用しているという理由で入居を断られた。
- ・店でお冷のお代わりを断られた、自分のことを無視した、自分の噂話をしている。差別されているのではないか。

(2) 施設利用に関すること 1 件

- ・車いすを利用していることを理由に、施設の利用を断られた。

(3) 交通機関に関すること 1 件

- ・コミュニティバスは、障害者を無料にすべき

3 配慮に関する相談 27 件

(1) 施設・設備に関すること 10 件

- ・施設にエレベーターを設置してほしいとの申出に対し、職員が車いすの上げ下げを行うこととした。
- ・建物の地下駐車場から施設の入口まで手すりが片側しかない。反対側にも手すりをつけてほしいとの申出に対し、インターホンで連絡があれば、職員が車いすの介助を行うこととした。
- ・視覚障害者が図書館の対面朗読室をいつでも利用できるようにしてほしいとの申出に対し、部屋が予約で埋まっている場合は、別の部屋を利用してもらおうこととした。ただし、どの部屋も空いていない場合は、利用が難しいことを説明した。

(2) 情報保障に関すること 8件

- ・講座の申込先にファックス番号が記載されていないとの申出に対し、今後必要に応じてファックス番号を記載する等の配慮を行う。
- ・勉強会や説明会で手話と要約筆記を手配してほしいとの申出に対し、それぞれ手配することにした。
- ・行事への参加依頼文を、郵送による送付だけでなく電子メール本文に書きこんで送ってほしいとの申出があったため、パソコンの読み上げソフトに対応できる記述を行った上で、メールを送付した。
- ・視覚障害者が講座に参加する際、配布資料や講座で使用する映像媒体について、健常者と同様に情報を得られるようにしてほしいとの申出に対し、配布資料をパソコンの読み上げソフトに対応できるよう、電子メールで送付した。

(3) 対応に関すること 6件

- ・窓口では筆談で説明してほしいとの申出があったため、筆談で対応した。
- ・身体上の自由がきかないため、訪問して対応してほしいと申し出があった。

(4) その他 3件

- ・以前の職場で同僚から無視されたり、障害特性に配慮しない業務を課された。
- ・車いすがバスに1台しか乗車できない。先に車いすの方が乗車していると自分が乗車できない。